

令和8年度 OIH Global Bridge プログラム企画運営業務 プロポーザル公募要領

公益財団法人大阪産業局では、グローバルに活躍するスタートアップの創出のため、「令和8年度 OIH Global Bridge プログラム」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、令和8年度大阪市一般会計予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1. 案件名称

令和8年度 OIH Global Bridge プログラム企画運営業務

(1) 事業の趣旨・目的

京阪神地域は、内閣府の「グローバル拠点都市」として選定されており（令和2年7月選定、令和7年6月第2期選定）、グローバル拠点として更なる成長が期待されている。第2期拠点形成計画においては、スタートアップの海外進出に向け、海外と連携したグローバルスタンダードのプログラムを実施し、海外進出のマインドセットと現地ネットワークの活用による効果的な進出支援を行うこととしている。本業務は、その拠点形成計画を踏まえたものであり、大阪イノベーションハブ（以下「OIH」という。）を拠点として、海外展開をめざす有望なスタートアップ企業の事業成長を集中的に支援し、海外での資金調達、販路獲得、拠点設立等につながる具体的な成果を創出することを目的として実施するものである。

具体的には、重点分野であるバイオ・ライフサイエンス、グリーンテック、デジタル領域を中心に、全国からスタートアップ企業を発掘・選定し、各社の事業フェーズや課題に応じた伴走型支援を行う。あわせて、国内外の企業、投資家、支援機関等とのネットワークを活用し、海外市場における検証・実証や事業連携の機会を創出することで、スタートアップのグローバル展開を加速させる。

また、本業務を通じて OIH のスタートアップ支援機能を一層充実させ、「海外進出を志すスタートアップにとって、大阪（OIH）がグローバル展開への最短距離である」という認知を確立（ブランディング）し、国内外から挑戦者が集まる環境を構築することをめざす。

今般、上記目的の達成に向け、スタートアップ支援に関する知見・経験、専門性および国内外のネットワーク等を有する民間事業者の力を活用するため、広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

令和8年度 OIH Global Bridge プログラム企画運營業務委託仕様書（別紙1）による。

(3) 契約上限額

¥50,000千円（税込）

(4) 契約期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※令和8年度における業務受託者は、当該業務の履行状況が良好と認められた場合、令和9年度の業務委託における優先的な交渉先とし、審査を経て契約予定事業者とすることを予定しています。なお、予算措置の状況等により、今後内容が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 履行場所

発注者の指定場所

2. プロポーザル概要

(1) 名称

令和8年度 OIH Global Bridge 企画運營業務プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）

(2) プロポーザル参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が以下の要件に該当すること。

- ① 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である者。
 - イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けている者。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過し

た者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- ④ 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度に都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- ⑤ 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税その他公租公課を完納していること。
- ⑥ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- ⑦ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑧ 大阪市を当事者の一方とする契約（市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し市が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

(注) 申込者が応募資格を備えていると認められない場合は、審査の対象外とする。

(3) 公募期間

令和 8 年 3 月 2 日(月)から令和 8 年 3 月 3 1 日(火)

(4) 質問について

プロポーザルに関する質問については、令和8年3月11日(水)午後5時までに、メールにて送付してください。電話での質問は受け付けません。

【質問について】

- ・送付先メールアドレス: oih_global@innovation-osaka.jp
- ・件名に【OIH Global Bridge プログラム企画運営業務】質問と明記してください。
- ・発信者名(所属・担当者名)及び返信先電子メールアドレスを必ず記載してください。

また、ご質問の回答については、令和8年3月18日(水)午後2時頃(予定)に、大阪産業局 Web サイトにて公開いたします。(<https://www.obda.or.jp/>)

(5) プロポーザル書類の提出について

「プロポーザル提出書類」((6)に記載)を、提出期限までに持参、もしくは郵送で提出すること。

提出期限: 令和8年3月31日(火) 午後5時 必着

提出先: 大阪産業創造館 13階 大阪産業局 統括室総務部 太田 宛

(〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館 13F)

(6) 提出書類

①提出書類:

ア 応募申込書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないこと。

ウ 応募金額提案書(様式3)

エ 事業実績申告書(2年間程度の実績)(様式4)

オ 共同企業体で参加の場合
共同企業体届出書(様式5)

カ 誓約書(様式6・様式7)

※様式6及び7については、共同企業体で参加する場合も、参加企業全てが提出すること。

キ 会社・団体概要

②提出部数:

上記ア～キ 正本1部

上記ア～オ 副本 5部

※なお、副本については、審査の際の匿名性を担保するため、提案社名等、提案者を特定できる文言については、黒く塗りつぶすなどして提出すること。

(7) 提案内容に対するプレゼンテーションの実施

- ①日時：令和8年4月9(木) 午後(予定) (時間帯は、各社に後日通知します。) 各社最大 40 分間 (プレゼンテーション：最大 20 分間、質疑応答：最大 20 分間)、出席者は1社3名まで
- ②場所：大阪イノベーションハブ (OIH)
(〒530 - 0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 タワーC 7階)

3. 企画提案の決定

(1) 選定委員会の設置

参加企業の中から企画提案を決定するため、別に、「令和8年度 OIH Global Bridge プログラム企画運營業務委託企業選定要領」を定め、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の開催

開催日時：令和8年4月9(木) 午後(予定)

(3) 評価基準

評価項目	審査内容	配点
目的・内容の理解度	本業務の目的や「OIH Global Bridge」プログラムの趣旨を十分に理解し、それを的確に反映した提案となっているか。	15
提案内容の有効性、実現性	バイオ・ライフサイエンス、グリーンテック、デジタル領域において、スタートアップの海外進出に必要なネットワークを有しているか。また、各スタートアップの状況に応じて、適切かつ迅速に対応できる能力を備え、効果的なハンズオン支援や相談対応が期待できるか。	30
実施体制	提案内容を的確に実行するために、必要かつ十分な実施体制が構築されているか(人員体制、役割分担、海外市場に関する知見を有する専門人材の確保等)。	30
実績等	類似業務の実績や、海外展開をめざすスタートアップ企業の支援に関する知見・ノウハウを有しており、本業務を円滑に実施できると期待できる	20

	か。	
事業経費の 妥当性	経費見積額は、提案業務内容に対して適当な金額 となっているか。	5
合計（委員 1名あたり）		100

(4) 最優秀提案企業の決定

選定委員会の選定結果に基づき、理事長が最優秀提案企業を決定する。

4. 結果の通知

応募事業者（共同企業体の場合は代表者構成員）全員に、結果を文書で通知する。

（令和8年4月16日（木）予定）

5. 留意事項

- ① 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、具体的な内容については委託企業選定後の発注者と大阪市担当者との打ち合わせにより決定する。
- ② 応募に要する費用は、すべて参加企業の負担とする。
- ③ 提出書類等は返還しない。
- ④ プロポーザル参加により、知り得た秘密を第三者に漏らすことを禁じる。

6. 関係資料等

【別紙1】 令和8年度 OIH Global Bridge プログラム企画運營業務委託仕様書

【別紙2】 大阪市が有する海外ネットワーク一覧